

「『ゼロICT』端末およびその他物品等の調達」への意見招請の回答一覧					
No.	対象資料	該当箇所（ページ等）	意見・質問事項	意見・質問の理由	回答
1	調達仕様書（案）	P3_2.6 作業スケジュール	一般競争入札（最低価格）において、スケジュール提案による加点要素が入りますでしょうか。	適正な見積を実施するため。	最低価格落札方式のため、加点要素はありません。
2	調達仕様書（案）	P3_2.6 作業スケジュール_ (2)	試験端末導入（2026年10月31日まで）の台数は、何台程度を必要とされますでしょうか。台数想定があれば教えてください。 また、職員様への端末展開時期の目的があれば併せて教えてください。	要件明確化のため 見積り費用に影響するため	20台程度を想定しています。 展開用途は2027年3月頃を予定しております。
3	調達仕様書（案）	P3_2.6 作業スケジュール_ (2)	「本調達をより円滑かつ効率的に実施するために最適と考える詳細なスケジュール（案）を提案し、契約締結後速やかに当機構の承認を得ること」とございますが、調達Aの推進スケジュールやマスタの実装方式等に大きく依存すると考えられます。調達B業者からの案を契約締結後に速やかに「仮承認」いただき、調達A受注者との協議を経て最終承認とする運用は可能でしょうか。	要件明確化のため	契約締結後に当機構と協議し、決定することとします。
4	調達仕様書（案）	P3_2.6 作業スケジュール_ (3)	「この作業スケジュールは現時点の想定であり、当機構の指示のもと、受注者が見直しを行う場合がある」とございますが、調達Bの責によらない理由によりスケジュールが大幅にずれ込み、調達B業者の要員確保等に支障が出る可能性がある場合、その際にかかる費用は本調達外費用とさせていただきます。	費用積算が困難なため	本調達外費用とすることはできません。
5	調達仕様書（案）	P4_2.6 作業スケジュール_図2 作業スケジュール案	調達B業務における繁忙期期間は、調達A業者の構築スケジュールに関係してくところかと考えますが、繁忙期の期間がどのくらいを見込めばよいか教えてください。キッティング時期および展開作業時期の目的がございましたら併せてご教示いただけますようお願いいたします。繁忙期間の長さにより、定例の回数も変動するため、コストに影響します。	要件明確化のため	予測が極めて困難であるため、回答しかねます。
6	調達仕様書（案）	P5_3.2 調達範囲	「～調達Bについては端末に対するキッティング・テストを～行う。」とございますが、本調達における「テスト」は、キッティングの設定が正しく反映されていることの確認（例：端末の起動、ホスト名等の個別入力事項の確認、簡易なサービス起動確認）に留まるという理解でよろしいでしょうか。マスタとキッティング手順に関して、端末に対して問題なく機能が実装される担保は、調達A業者の責任範囲であると認識しております。	要件明確化のため	御認識の通り、問題なく機能が実装される担保は調達A事業者様の責任範囲となりますので、調達B事業者様に置かれてはキッティングの設定が正しく反映されていることの確認に留まります。
7	調達仕様書（案）	P7_4.2.1 プロジェクト計画書の作成	「WBS（WBSD（Work Breakdown Structure Dictionary）を含む）」とございますが、マスタ作成やネットワーク切り替えを含む作業が調達Aの受注者に大きく依存するため、速やかな承認が難しい可能性があります。調達B業者からのWBS案を「仮承認」とし、速やかに調達A受注者と協議を行った上で最終承認とする運用は可能でしょうか。	責任分界点明確化のため	当機構として「仮承認」を運用することはできません。
8	調達仕様書（案）	P8_4.2.3 機器導入・展開実施要領の作成	それぞれフォーマットをいただくことは可能でしょうか。	弊社の様式で対応しきれない可能性があるためです。	特にフォーマットはございません。
9	調達仕様書（案）	P8_4.2.3 機器導入・展開実施要領の作成	機器導入・展開実施要領における管理項目について「機器導入・展開実施要領」に記載する項目として、4.2.4に「進捗管理」に該当する管理項目要件を含めなくてよろしいでしょうか。 また、「⑥課題管理」および「⑦変更管理」は4.2.Xに記載がございませんが、これらの要件を記載頂く必要があると考えます。	要件明確化のため	ご指摘の通り、仕様書に追記いたします。
10	調達仕様書（案）	P8_4.2.4 進捗管理_ (2)	「提案書に記載すること」とございますが、本調達は提案書の提出が不要な方式（一般競争入札（最低価格落札方式））のため、当該要件は「プロジェクト計画書」に記載することで対応する要件への見直しをお願いいたします。	要件明確化のため	「提案書」を「プロジェクト計画書」と修正させていただきます。
11	調達仕様書（案）	P8_4.2.4 進捗管理_ (2)	一般競争入札（最低価格）において、プロジェクト管理を提案書として提示する必要がございますでしょうか。	適正な見積を実施するため。	「提案書」を「プロジェクト計画書」と修正させていただきます。
12	調達仕様書（案）	P8_4.2.4 進捗管理_ (4)	プロジェクト進捗改善策の定義について「上記による改善策を実施後1週間経過しても、本業務の進捗状況が好転しない場合」とございますが、「上記による改善策」とは具体的に何を指しているか、ご教示いただけますでしょうか。「遅延が発生した場合の改善策を講じること」といった文言が抜けていないでしょうか。	要件明確化のため	ご指摘の通り、文言が抜け落ちておりました。仕様書を修正いたします。
13	調達仕様書（案）	P9_4.2.9 リスク管理_ (1)	「(1) リスク管理として、本業務の遂行に影響を与えるリスクを識別し、当該発生要因、発生確率、根本原因、影響度を分析し、リスク対応策を事前に定めること」とございますが、端末導入作業において、分析・対応するべきリスクは、ハードウェアの調達とそれに係るプロジェクト管理にて分析・対応可能なものに限定される理解でよろしいでしょうか。費用積算にも影響致しますので、見解をお聞かせ願います。	要件明確化のため 見積り費用に影響するため	御認識の通りです。
14	調達仕様書（案）	P10_4.2.11 会議体_表5	開催場所（オンライン会議の可否）について「表5 会議体(機器導入・展開時)」において開催場所が「本部(東京)」とされてますが、オンラインでの参加も可能でしょうか。	要件明確化のため 見積り費用に影響するため	オンラインでの実施も可能です。
15	調達仕様書（案）	P10_4.2.11 会議体_表5	運用中は原則、調達B業者としての会議開催および調達A業者の定例会議参加は不要と考えてよろしいでしょうか。	要件明確化のため	御認識の通りです。
16	調達仕様書（案）	P10_4.2.11 会議体_ (2)	「(2) 「表5 会議体(機器導入・展開時)」に示す各会議の主催者は本業務の受注者とする」とございますが、「3.定例会議(受注者以外主催)」については、本業務の受注者以外が主催者となる認識でよろしいでしょうか。また、本業務の受注者以外が主催する会議で参加が必要となるのは「定例会議」のみで、その他参加を求められる会議はないという理解でよろしいでしょうか。	要件明確化のため	「3.定例会議（受注者以外主催）」については、本調達の受注者以外が主催となります。なお、「1.キックオフ会議」は本調達の受注者が主催し、「3.定例会議（受注者以外主催）」については調達A受注者が主催するものの、参加依頼に応じてご参加いただきます。
17	調達仕様書（案）	P10_4.2.11 会議体_ (5)	「(5) 各種設計、移行計画および試験計画の策定に関しては、当機構が求めるレビューの実施に十分な時間を確保することができるよう、当機構と協議し確定すること」とございますが、「表3調達範囲(詳細)」には「設計」および「移行」が本調達の範囲対象外の認識です。また、「試験計画の策定」についても他の箇所に明記がございませんが、これらの要件は本調達に対象外の認識ですがその理解でよろしいでしょうか。	要件明確化のため	表4調達範囲（詳細）の通りとなります。
18	調達仕様書（案）	P11_4.3 機器導入・展開に係る作業_全般	モノクロプリンタのドライバ提供や、ドライバに関するお問い合わせ対応は、本調達の範囲に含まれますでしょうか。含まれる場合、具体的な対応内容や責任範囲についてご教示ください。以下のいずれかを想定しています。 ・OS標準のプリンタ利用を想定し不要 ・ドライバの提供とドライバ提供ベンダによる製品回答のみ	要件明確化のため	含まれます。具体的な範囲については契約締結後に当機構と協議するものとします。
19	調達仕様書（案）	P11_4.3 機器導入・展開に係る作業_全般	回収・展開の方式に関して、貴機構として具体的なご要望はございますでしょうか。もし貴機構に特定の方式に関するご要望があるようでしたら、仕様書に明記いただくことで、より適切な見積りが可能になると考えます。	要件明確化のため	仕様書以外の特定の方式や要望はございません。
20	調達仕様書（案）	P11_4.3.1 機器導入・展開に係る共通要件_ (3)	「当機構が不要と判断した付属品は、納品時に廃棄すること。」の記載に関して、不要と判断する付属品について、例示をお願い致します。	産業廃棄扱いとなるか確認が必要のため。	梱包材並びに不要となったアクセサリ類（CD-ROM等）を想定しております。
21	調達仕様書（案）	P11_4.3.1 機器導入・展開に係る共通要件_ (3)	「提供する物品はマウス、ケーブル等の付属品を含めて提供すること」とありますが、各種付属品はPC本体箱への同梱が必要か、または同送でも問題ないかを記載いただくことはできませんでしょうか。	対応内容によって、工数の確保と費用に影響するため。	同送で問題ございません。
22	調達仕様書（案）	P11_4.3.1 機器導入・展開に係る共通要件_ (5)	「国内拠点へ展開、研究所は設置作業を行う」の記載に関して、研究所以外での設置作業は不要との認識で合っていますでしょうか。作業範囲、条件の明示をお願い致します。	作業工数確認のため。	御認識の通りですが、プリンタについては設置を求めます。
23	調達仕様書（案）	P11_4.3.1 機器導入・展開に係る共通要件_ (7)	「配送および機器展開前に初期不良がないことを確認すること」とありますが、以下を追加検討いただくことはできませんでしょうか。 「メーカーの国内工場等にて、全数品質確認（抜き取り確認は不可）を行うこと。また、品質確認を行っている状況を録画し必要に応じて開示できること。」	貴機構が求められていることをより正確に実行することを目的としています。	追加の記載は行いません。
24	調達仕様書（案）	P11_4.3.1 機器導入・展開に係る共通要件_ (7)	モノクロプリンタ（A4）における消耗品の購入については本調達の対象外になる理解でよろしいでしょうか。	適正な見積を実施するため。	対象外となります。
25	調達仕様書（案）	P11_4.3.2 各設計書・手順書の確認	(9)端末管理台帳に基本仕様はどこまで記載が必要か確認させていただきたいです。	仕様の記載範囲が明確でないと対応範囲の認識に差が出る可能性があるためです。	契約締結後に当機構と協議するものとします。
26	調達仕様書（案）	P12_4.3.2 各設計書・手順書_ (1)	「マスタイメージ設計書」とありますが、マスタイメージ作成および設計書の作成は調達A受注者が行う想定です。調達A受注者がマスタイメージ作成するにあたって、各種ドライバ提供等の情報提供以外に支援を求められるようなケースが発生する場合はその旨を記載いただくことはできませんでしょうか。	対応内容によって、工数の確保と費用に影響するため。	追記を致します。
27	調達仕様書（案）	P12_4.3.2 各設計書・手順書の確認_ (1)	「運用・保守設計書」の確認は、本調達の業務遂行に必要な部分に限定して行う、という認識でよろしいでしょうか。	要件明確化のため	御認識の通りです。
28	調達仕様書（案）	P12_4.3.2 各設計書・手順書の確認_ (3)	「(3) 調達A受注者が作成したキッティング手順書ユーザ向けクライアント端末セットアップ手順書等に関して、事前にテストを行い、キッティング実施内容に不備がないかを確認すること」とございますが、この「テスト」は、キッティングが問題なく手順通りに完了することを確認する理解でよろしいでしょうか。調達Bの対応にてマスタ展開後の端末の機能提供に問題が有るかの判断はできないと考えています。	要件明確化のため	御認識の通りです。

29	調達仕様書 (案)	P12_4.3.3 キットティング	キットティングについては、ジェットロ様のLAN環境に接続しなくてもキットティングが可能な内容の業務と理解してよいかご教示願います。またキットティング作業場所へのインターネット環境可否についてもご教示ください。 ドメイン参加については職員様にて移行対応と要件に記載されておりますので、調達B業者の業務対象外の認識です。	要件明確化のため 見積り費用に影響するため	御認識の通り、当機構のLAN環境への接続はしません。しかしキットティング作業場所へのインターネット環境は必要となります。
30	調達仕様書 (案)	P12_4.3.3 キットティング_全般	キットティング場所に関する条件が不明確に見受けられる為、条件の明示をお願い致します。	キットティング実施場所を決めるにあたり事前許可が必要も条件が明確ではないため、キットティング計画立案が困難となるため。	契約締結後に当機構と協議するものとします。
31	調達仕様書 (案)	P12_4.3.3 キットティング_ (2)	「基盤A受注者が作成した手順書に則り」とありますが、マスタイメージを各PCへクローニングを想定しています。 その他に個別設定やシールの貼付等がある場合は記載いただくことはできますでしょうか。	キットティング項目・内容によって費用が変わるため。	契約締結後に調達A事業者及び当機構と協議することとします。
32	調達仕様書 (案)	P12_4.3.3 キットティング_ (2)	「ドメイン設定などの個別設定に関しては・・・各ユーザが実施する」とありますが、研究所以外の拠点へは、納品のみとなるのか（または納品時に開梱および廃材撤去までになるのか）を記載いただくことはできませんでしょうか。 なお、開梱および廃材撤去までになる場合は、納品同日・後日でのどちらが必要になるか（どちらでも可か）を記載いただくことはできませんでしょうか。	対応内容によって、工数の確保と費用に影響するため。	廃材撤去までを想定しております。
33	調達仕様書 (案)	P12_4.3.3 キットティング_ (3)	(3)シール作成は受注者作成と記載がありますが、端末1台あたりシールが何枚必要になるか、フォーマットはもらえるか確認させていただきます。	仕様の記載範囲が明確でない対応範囲の認識に差が出る可能性があるためです。	現段階では特にフォーマットはございません。
34	調達仕様書 (案)	P12_4.3.3 キットティング_ (3)	ドメイン設定、個別設定は各ユーザが実施する前提になっておりますが、受注者が対応する展開作業は、配送・開梱・引き渡しまでとなりますでしょうか。 作業範囲、条件の明示をお願い致します。	作業工数確認のため。	御認識の通りです。
35	調達仕様書 (案)	P12_4.3.3 キットティング_ (3)	「既存の記載項目について追加等変更が必要となる場合は随時修正すること」とございますが、これは運用開始後の話でしょうか。あるいは、構築期間中に全台の資産ラベル貼り換え作業が発生する可能性があるという理解でよろしいでしょうか。	要件明確化のため	構築期間中を含みます。
36	調達仕様書 (案)	P12_4.3.3 キットティング_ (5)	「(5) キットティング作業において、不具合等が発生した場合は速やかに是正すること」とございますが、不具合は正作業の多くは手順書の作成者でなければ対応が難しいケースが多いと考えられます。この点について、貴機構ならびに調達A業者へのエスカレーション（問題の発生経緯、内容等）を通じて、調達A業者へ速やかな是正依頼を行う、という対応でよろしいでしょうか。	責任分界点明確化のため	御認識の通りとなります。
37	調達仕様書 (案)	P12_4.3.3 キットティング_ (7)	調達機器に予備機は含まれるでしょうか。 予備機が含まれる場合、賃貸借期間中の保管は、誰が対応することになるか、条件の明示をお願い致します。	保管に関する検討等のため。	修理等交換に係る予備機については含まれません。
38	調達仕様書 (案)	P12_4.3.3 キットティング_ (7)	「(7) キットティングの際に調達A受注者の作成した手順書等に不備が発生した場合、修正箇所について当機構および調達A受注者に連携すること。ただし、ドキュメントの修正は、調達A事業者の責任において対応する」とございますが、問題があった事実をエスカレーションまたは問題の内容を連携することに留めていただくことは可能でしょうか。誤字脱字等の軽微なものを除き、原因解析を含めたドキュメント修正は調達A事業者の責任と認識しております。	責任分界点明確化のため	御認識の通りとなります。
39	調達仕様書 (案)	P13_4.3.4 機器展開・設置作業	地方拠点への展開作業における作業時間帯・立会要否・ユーザへの引渡し条件が不明瞭に見受けられる為、各種条件の明示をお願い致します。	地方拠点ごとに業務時間や入館制限が異なると想定され、事前に整理されていないと作業計画立案（要員計画・工数立案）が困難となるため。	契約締結後に当機構と協議するものとします。
40	調達仕様書 (案)	P13_4.3.4 機器展開・設置作業_ (1)	各国内拠点への配送台数を見込みをご提示いただけますでしょうか。	適正な見積を実施するため。	入札実施時に現時点での各拠点の台数を提示いたします。
41	調達仕様書 (案)	P13_4.3.4 機器展開・設置作業_ (2)	「研究所に設置するモニター型PCおよびデスクトップ型PCは」とありますが、ノートPCの扱いも記載いただけますでしょうか。	研究所へのノートPCの納品または設置があるのか否かがわからないため。	研究所に設置するノートPCについては、納品までとなります。
42	調達仕様書 (案)	P13_4.3.4 機器展開・設置作業_ (2)	「(2) 研究所に設置するモニター型PCおよびデスクトップ型PCは、研究所職員の指示のもと、研究所の指定位置（研究者の個室等）へ配送・開梱・設置を行うこと」とございますが、研究所に設置するモニター型PCおよびデスクトップ型PC以外の機器については、各拠点への配送までが調達B業者の責任範囲であるという認識でよろしいでしょうか。	要件明確化のため 見積り費用に影響するため	御認識の通りとなります。モノクロプリンタも配送・開梱・設置を求めます。
43	調達仕様書 (案)	P13_4.3.4 機器展開・設置作業_ (3)	研究所に設置する機器については、研究所の指定位置へ配送・開梱・設置を行うこととなっておりますが、本作業は平日に実施する想定でよいかご教示ください。	見積り費用に影響するため	契約締結後に当機構と協議するものとします。
44	調達仕様書 (案)	P13_4.3.4 機器展開・設置作業_ (5)	(5)にしまして、どこまで対応が必要でしょうか。展開時の2次キットティングの対応までで、運用に関するQAは対象外でよいか確認させていただきます。	仕様の記載範囲が明確でない対応範囲の認識に差が出る可能性があるためです。	御認識の通りです。
45	調達仕様書 (案)	P13_4.3.4 機器展開・設置作業_ (5)	「(5) 機器展開時、端末やセットアップ等に関するユーザからの問い合わせに関して、対応すること」とございますが、具体的に誰がどのように問い合わせを受け付ける想定でしょうか。別添01_役務一覧の責任分解点に基づくと、一次問い合わせは調達A事業者の認識です。調達A受注者からの問い合わせに対して対応すること、という理解でよろしいでしょうか。	責任分界点明確化のため	御認識の通りです。
46	調達仕様書 (案)	P13_4.3.5 導入機器_ (2)	「(2) 使用するハードウェアおよびソフトウェアは、各機器等で機種、バージョンを統一すること」とございますが、ソフトウェアに関しては調達A事業者に従う認識であり、本調達側で担保することは難しいと考えます。この点について、貴機構のご見解をお伺いできますでしょうか。	責任分界点明確化のため	ハードウェア由来のソフトウェアについては本調達受注者様の責任となります。
47	調達仕様書 (案)	P14_4.3.6 動作確認支援_ (1)	「(1) 調達A受注者よりクライアント端末に関する問い合わせがあった場合、協力して課題の解決を図ること」とございますが、本件はハードウェアの仕様に関する調査義務の範囲に限定して協力する、という認識でありますがその理解でよろしいでしょうか。	責任分界点明確化のため	ハードウェア由来のソフトウェアについても対象となります。
48	調達仕様書 (案)	P14_4.3.7 契約期間終了後の措置	契約期間終了後の措置の対応範囲が不明確に見受けられる為、対応範囲の明示をお願い致します。	既存端末に対する対応は調達範囲外と想定すると、本項目がどの機器に対して実施されるものか不明確であるため。	契約締結後、当機構と協議の上、決定いたします。
49	調達仕様書 (案)	P14_4.3.7 契約期間終了後の措置	ハードディスク等の記録媒体の消去方法についてご教示ください。 契約期間終了後のデータ消去に関する記載がありますが、データ消去の方法（ソフト消去・物理破壊など）の指定はありますでしょうか。また、作業工程として機器の搬出後、事業者側の倉庫でデータ消去を実施する想定しておりますが問題ございませんでしょうか。	要件明確化のため 見積り費用に影響するため	データ消去方法については指定いたしません。
50	調達仕様書 (案)	P14_4.3.7 契約期間終了後の措置	保存されたデータの消去に関して、配送等の機器搬出後にデータ消去で問題ございませんでしょうか。	適正な見積を実施するため。	御認識の通りとなります。
51	調達仕様書 (案)	P14_4.3.7 契約期間終了後の措置_全般	お客様先でデータ消去を実施するご提案が難しい状況ですが、認めていただけますでしょうか。	機器をご返却いただいた後、データ消去を実施する前提としており、お客様先でデータ消去を実施するご提案が難しいためです。	データ消去場所についての指定はございません。
52	調達仕様書 (案)	P14_4.3.7 契約期間終了後の措置_ (5)	(5)データ消去作業に係る調整等は、当機構から承認を得て、全て受注者の責任で行うこととありますが、事前に作業方法の説明をし、認めていただくことで承認を得たこととしていただけますでしょうか。	事前に作業方法の説明をすることは可能ですが、データ消去作業は弊社所定の方法で実施し、貴機構の承認を得た上で貴機構所定の方法で作業を実施することを前提としていないためです。	御認識の通りです。
53	調達仕様書 (案)	P14_4.3.7 契約期間終了後の措置_ (6)	不要機器の撤去および搬出後、第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してデータが復元されないよう完全にデータを消去することとあり、もちろん対応させていただきますが、データが復元できないことを100%保証することが難しいです。その辺りについて緩和や仕様表現の追加をいただけないでしょうか。	弊社指定倉庫にて機器のデータ消去を実施した場合でも、復元できないことの保証までは難しいためです。	仕様書の通りです。
54	調達仕様書 (案)	P14_4.3.7 契約期間終了後の措置_ (9)	「データ消去証明書」を「データ消去作業証明書」でも認めていただけるような表記を追加していただけないでしょうか。	データ消去作業を実施したことを証明する「データ消去作業証明書」の提出は可能ですが、データが消去されていることを証明する「データ消去証明書」の提出は難しいためです。	仕様書の通りです。
55	調達仕様書 (案)	P14_4.3.7 契約期間終了後の措置_ (9)	データ消去証明書にしまして、証明書1枚に全台数のデータ消去が完了した旨を記載してあげたいという風にいただけないでしょうか。	2,000台それぞれ証明書を用意するとすると、貴機構の管理負担が大きくなりすぎるためです。	御認識の通りで問題ございません。
56	調達仕様書 (案)	P14_4.3.7 契約期間終了後の措置_ (9)	データ消去証明書の内容につきましては、消去を実施した記載のみの内容でよろしいでしょうか。また、提出元は三者間契約の場合、リース会社からの提出でもよろしいでしょうか。	要件明確化のため 見積り費用に影響するため	御認識の通りです。
57	調達仕様書 (案)	P14_4.3.8 標準・規格対応_全般	規格（JIS/ISO/IEEE）の特定にしまして、必要な規格は、番号・正式名称・適合レベル・証憑の要否まで具体化いただけますでしょうか。	膨大な数に上るIEEEE規格やJIS規格の何に対しての準拠を求められているのか、対象を明確にすることで確認の手戻りを抑え、審査を円滑に進められるためです。	ご提案いただくハードウェアの規格に応じた証憑をご提示ください。
58	調達仕様書 (案)	P14_4.3.8 標準・規格対応_ (1)	「(1) 次期システムを構成するハードウェアおよびソフトウェアのうち、JIS、ISO等の公的な規格に定めのある製品については、当該規格に準拠したものであること。」とございますが、ソフトウェアに関しては調達A事業者に従う認識であり、本調達側で担保することは難しいと考えます。この点について、貴機構のご見解をお伺いできますでしょうか。	責任分界点明確化のため	ハードウェア由来のソフトウェアについては本調達受注者様の責任となります。
59	調達仕様書 (案)	P14_4.3.8 標準・規格対応_ (2)	「(2) 次期システムを構成するハードウェア、ソフトウェアのうち、電磁界放射障害規制の公的、公に準ずる自主規格に定めのある製品については、当該規格に準拠したものであること。」とございますが、ソフトウェアに関しては調達A事業者に従う認識であり、本調達側で担保することは難しいと考えます。この点について、貴機構のご見解をお伺いできますでしょうか。	責任分界点明確化のため	ハードウェア由来のソフトウェアについては本調達受注者様の責任となります。
60	調達仕様書 (案)	P14_4.3.8 標準・規格対応_ (3)	「(3) ワープロ、表計算およびプレゼンテーションソフトウェアで作成されたデータが、「ISO/IEC 29500:Office Open XML(OOXML)」および「ISO/IEC 26300:OpenDocument Format(ODF)」規格に基づく形式で作成・読み取りおよび編集できること」とございますが、ソフトウェアに関しては調達A事業者に従う認識であり、本調達側で担保することは難しいと考えます。この点について、貴機構のご見解をお伺いできますでしょうか。	責任分界点明確化のため	ハードウェア由来のソフトウェアについては本調達受注者様の責任となります。

61	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_全般	保守対応は海外拠点及び海外に持ち出された端末は、国内に持ち帰っていただいたからの対応となりますが、許容いただけますでしょうか。	提案メーカーが海外にある端末に対して、センドバックだとしても保守対応が難しい為です。	ご質問の通り、国内に持ち帰ってからの対応で問題ございません。
62	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (1)	「(1) 修理対象の端末は、受注者の端末受取日から2週間以内に当機構へ返送すること」とございますが、センドバック保守においてクライアント端末修理の2週間以内での返送は現実的ではない可能性があります。返送期間の緩和についてご検討いただけますでしょうか。	要件明確化のため	「概ね2週間」とします。
63	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (1)	「(1) 修理対象の端末は、受注者の端末受取日から2週間以内に当機構へ返送すること」とございますが、プリンタについても同様に2週間以内の返送が必要でしょうか。予備機の運用について、貴機構の想定があればお伺いできますでしょうか。	要件明確化のため	「概ね2週間」とします。
64	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (1)	万が一、返送が遅延してしまったときでも、ペナルティなくご対応をいただけますでしょうか。	現在においても部材不足のために修理に時間がかかっており、将来的な部材の供給状況がどのようになっているかわからないためです。	種類の事情に鑑みて判断いたしますので、現時点での回答は致しかねます。
65	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (1) (4) (5)	通常使用以外の故障の概ねの返却期限を記載いただくことはできますでしょうか。動産保険を適用する場合は1ヶ月～2ヶ月以上時間がかかる可能性もあることから、「通常使用以外の故障は、動産保険の対応も可とするが受注者の端末受取日から概ね1ヶ月以内に当機構へ返却すること」としていただくことはできますでしょうか。	通常使用以外の故障は通常使用時の故障よりも修理対応に時間を要する可能性があるため。	「動産保険の対応の場合は、受注者の端末受取日から概ね1ヶ月以内に当機構へ返却すること」との記載を追記いたします。
66	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (2)	「(2) 当機構および調達A事業者の依頼に基づき、故障したクライアント端末について修理すること」とございますが、PC本体(H/W) / その他ソフトウェア等に起因する障害可否の切り分けは、貴機構または調達A事業者にて実施いただく想定です。また、故障の切り分けとしては、PCメーカーが用意する診断ツールを用いることでスムーズに故障受付が可能と考えますので、以下のような文言へ修正願います。 「(2) 当機構および調達A事業者の依頼に基づき、故障したクライアント端末について修理すること。なお故障と判断される対象の端末としては、PCメーカーが用意する診断ツールを用いて当機構または調達A事業者がクライアント端末（ハードウェア）もしくはその他ソフトウェア等に起因する障害可否の切り分けを行い、故障と判断されたクライアント端末を対象とする。」	要件明確化のため	御認識の通りですが、仕様書の変更は行いません。
67	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (5)	「汚損等による故障対応も保守範囲に含み」とありますが、破損等の対応はメーカー独自サポートや動産保険によって対応は可能ですが、汚損（PCの機能・性能に影響のないキズや汚れ）は対応が難しいため、除外していただくことはできますでしょうか。また、汚損は除外していただいた場合の対応について、対象となるのはPC本体のみの認識でよいかも記載いただけますでしょうか。	汚損（PCの機能・性能に影響のないキズや汚れ）は対応が難しいため。また、PC本体以外の対応が難しいため。	契約締結後に当機構と協議するものとします。
68	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (5)	「(5) バッテリーの故障、利用者の瑕疵による破損、汚損等による故障対応も保守範囲に含み、本調達の範囲で対応すること」とございますが、汚損（キズ・汚れ）は動産保険等においても対象外となるため、要件から除外いただけますようお願いいたします。	要件明確化のため	契約締結後に当機構と協議するものとします。
69	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (5)	念のため、「故障原因によっては、対応を保守範囲に含むかどうかを双方で協議する」というニュアンスの記載を追加していただけないでしょうか。	このような利用者様はいないとは思いますが、利用者様が故意にバッテリーを壊して保守を必要とすることを防ぐためです。	仕様書の通りとします。
70	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (6)	念のため、「双方で協議の上、原因によっては費用が生じてよい」というニュアンスの記載を追加していただけないでしょうか。	このような利用者様はいないとは思いますが、利用者様が故意にバッテリーを壊して保守を必要とすることを防ぐためです。	仕様書の通りとします。
71	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (7)	バッテリー容量50%以下の無償交換に関しまして、仕様を緩和していただけないでしょうか。	利用者様の操作や取り扱い状況に起因する劣化につきましては、メーカー側で責任範囲を明確にすることが難しいためです。	仕様の緩和はいたしかねます。
72	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (7)	バッテリー容量50%の判断基準について、明示をお願い致します。	メーカーの確認等のため。	Intuneによるリモート確認を想定しています。
73	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (7) (8)	当該内容は対象機器はノート型PCのみ認識です。認識に相違がないようでしたら、その旨を記載いただくことはできますでしょうか。	ノートPC以外での対応が難しいため。	文頭に、「ノート型PCについては」と追記します。
74	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (8)	故障率3%超過時の全数交換に関しまして、全数交換ではなくメーカー起因の該当機種のみ交換にする等、仕様を緩和していただけないでしょうか。	利用者様の操作や取り扱い状況に起因する故障につきましては、メーカー側で責任範囲を明確にすることが難しいためです。	契約締結後、当機構と協議するものとします。
75	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (8)	故障率3%について、機器単位での算出となるか、パーツ毎での単位となるか、条件の明示をお願い致します。	メーカーの確認等のため。	契約締結後、当機構と協議するものとします。
76	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (8)	「(8) 故障率が調達総数に比して年間3%を超えた場合は、当機構からの指示により、メーカーによる全数交換を含めて保守対応すること」とございますが、全数交換となった場合のキッティング・展開作業の費用や責任範囲について確認させていただけますでしょうか。	要件明確化のため 責任分界点明確化のため	契約締結後、当機構と協議するものとします。
77	調達仕様書 (案)	P15_4.4.2 導入機器の故障対応_ (8)	故障率として(5)記載のバッテリーの故障、利用者の瑕疵による破損、汚損等の故障は含まない認識でよろしいでしょうか。また、故障率の年間3%という要件においては提案できる事業者に限られるため、「メーカーリコール判断した場合」による故障が3%を超えた場合等に修正いただけませんでしょうか。	適正な見積を実施するため。	契約締結後、当機構と協議するものとします。
78	調達仕様書 (案)	P16_4.4.3 問い合わせ対応	成果物として求められる「運用・保守計画実施要領」および「運用・保守業務報告書」に関する仕様の記載がございませんが、「運用・保守業務報告書」の提出タイミングについてご教示願います。月次でのご提出が必要か、運用終了時のみで良いのか等、ご報告頻度をお示し頂けますでしょうか。なお、運用・保守期間は故障対応と問い合わせ対応のみを想定しているため、特に月次報告や報告会を不要としていただく方が、コスト削減につながると考えています。	要件明確化のため	「運用・保守業務報告書」に関する提出については、月次での提出を求めるものといたします。
79	調達仕様書 (案)	P16_4.4.3 問い合わせ対応_全般	ユーザからの問合せについては一次受付は調達Aで実施し、調達B側では調達A事業者からの二次受付となる想定しておりますが、認識相違ないでしょうか。 仮に直接ユーザからの問合せを調達Bで受付する場合 問合せは現地での対応を行う必要はありませんでしょうか。 オンラインでの対応も可能でしょうか。	適正な見積を実施するため。	御認識の通り、一次受付は調達A事業者様にて実施いただき、調達B事業者様は二次受付となります。
80	調達仕様書 (案)	P16_4.4.3 問い合わせ対応_全般	貴機構からの要請により、提出する端末の破損箇所、破損理由等を記載したレポートに関しまして、レポートの内容は落札後に細かく決める運びでよろしいでしょうか。	破損理由はお客様側の理由になると思いますので、破損機器を拝見しただけでは破損理由を判断しかねるためです。	御認識の通りです。
81	調達仕様書 (案)	P16_4.4.3 問い合わせ対応_ (3)	「(3) 端末に関する問い合わせに対して、問い合わせ受領後、3時間以内(平日9:00～17:00)に初回レスポンスをすること」とございますが、3時間以内の応答は初期受付のレスポンスを想定しています。上記を超える対応内容を求められる場合は、費用への影響がございますので本要件は削除いただけますようお願いいたします。	要件明確化のため 体制影響による費用増加のため	御認識の通り、初期受付のレスポンスとなります。
82	調達仕様書 (案)	P16_4.5.1 成果物_表6	「運用・保守計画実施要領」について、詳細な仕様（定義項目）の記載がございませんが、仕様があればご教示いただけますようお願いいたします。	要件明確化のため	仕様書を満たすものであれば問題ありません。
83	調達仕様書 (案)	P17_4.5.2 納品方法	書類の提出について電子記録媒体での納品でしょうか。それとも書類での提出も含まれておりますでしょうか。	適正な見積を実施するため。	電子記録媒体で問題ございません。
84	調達仕様書 (案)	P18_4.5.3 納品場所	プリンタの納品先は、赤坂のアーク森ビルに一括納品で宜しいでしょうか。また、設置作業は必要となりますでしょうか。	仕様確認のため	設置作業まで求めるものとなります。
85	調達仕様書 (案)	P18_5.1 作業実施体制 / P20_9.1 再委託	「5作業実施体制」の要件で、統括責任者及びチームリーダーの記載がありますが、業務責任者は記載がない状態であるため、「9.1再委託の制限及び再委託を認める場合の条件」の中に「業務責任者」が記載されていますが、誤記でしょうか。	適正な見積を実施するため。	「業務責任者」は誤記のため削除し、統括責任者に統一いたします。
86	調達仕様書 (案)	P18_5.1 作業実施体制_ (1)	統括責任者およびチームリーダーの兼務は可とする。とありますが、本調達における業務責任者に求める役割についてご教示ください。また、統括責任者と業務責任者の兼任は許容されますでしょうか。	要件明確化および費用積算に必要なため	「業務責任者」は誤記のため削除し、統括責任者に統一いたします。
87	調達仕様書 (案)	P18_5.1 作業実施体制_ (3)	要員の変更については、貴機構と受注者の間で協議の上、受注者側が要員変更を決定する理解でよろしいでしょうか。	適正な見積を実施するため。	御認識の通りとなります。
88	調達仕様書 (案)	P19_5.3 作業の管理に関する要領_ (1)	「(1) 受注者は、当機構が承認した「機器導入・展開実施要領」に基づき、機器導入・展開業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、進捗管理、品質管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと」とございますが、4.2.3(2)の「機器導入・展開実施要領」には「進捗管理」の記載がございませんでした。どちらの記載が正しいでしょうか。	要件明確化のため	「受注者は、当機構が承認した『機器導入・展開実施要領』に基づき、機器導入・展開業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、進捗管理、品質管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと」
89	調達仕様書 (案)	P20_8.1.1 受注者に求める要件_ (4)	(4) 品質を管理する部門が、ISO9001、CMMIレベル3以上、または同等の管理標準を有すること。とございますが、ISO9001のみ管理部門で保有していればよろしいでしょうか。	どれか一つで充足か、全て必要かの整理をお願いできれば、認識差なく提出物を整えられるためです。	御認識の通りとなります。

90	調達仕様書 (案)	P20_9.1 再委託の制限および再委託を認める場合の条件	(2) (3) も (1) のように、事前に書面による承諾を得た場合、その限りではないとさせていただきませんか。	責任の所在を明確にするためです。	ご意見の通り対応させていただきます。
91	調達仕様書 (案)	P21_9.2 承認手続	再委託の申請は事前に申請可能となるか、承認までどれくらいの期間を要するか、条件の明示をお願いします。	体制検討等のため。	明示は致しかねます。
92	調達仕様書 (案)	P21_10.2 契約金額_ (2)	「2026年度および2027年度の2回に分けて支払を行う」について、契約時点にて支払内訳が確定する想定となりますでしょうか。支払が確定する時期について、明示をお願いします。	検収、請求計画の検討のため。	御認識の通りです。支払い時期は契約時点で確定します。
93	調達仕様書 (案)	P21_10.2 契約金額_ (3)	可変数量に関して、ベース数量と可変数量は別の契約という認識でよいでしょうか。そうではない場合は、可変数量に関してはその都度契約していただく運びにさせていただきませんか。	弊社では従量課金には対応していないため、ベース数量、可変数量問わず、契約時に契約数量と契約金額を決定し、毎月定められた契約金額をお支払いいただく前提となるためです。	仕様書の通りとします。
94	調達仕様書 (案)	P21_10.2 契約金額_ (3)	「(3) 調達する「別添02 ハードウェア一覧」に定める品目は、契約以降調達数が変わらない「ベース数量」と、数量の増減が想定される可変(従量)数量を定める。ベース数量は、契約のうち総価分を各月で支払い、可変(従量)数量分は月一回の精算払いで単価に基づき支払う。各品目の単価は、明細書で定めたものとする」とございますが、ベース数量と可変数量は「別添02 ハードウェア一覧」記載数量を基に、公示のタイミングで定められるという理解でよろしいでしょうか。費用積算に必要な情報となりますためベース数量と、可変数量の最大値について数量をお示し願います。	費用積算が困難なため	入札公告時に提示いたします。
95	調達仕様書 (案)	P21_10.2 契約金額_ (3)	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」のうち、単価契約の対象となるハードウェアはどちらになりますでしょうか。対象ハードウェアをご教示願います。	要件明確化のため	ノートPC、ミニタワー型PC、デスクトップPCが対象ハードウェアとなります。
96	調達仕様書 (案)	P21_10.2 契約金額_ (3)	「可変(従量)数量分は月一回の精算払いで単価に基づき支払う」とございますが、本要件は貴機構が要求する期間のみ機器を提供し、貴機構はいつでも解約ができると理解しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。(例えば、2027年9月～12月までの3カ月のみ期間提供)	要件明確化のため	御認識の通りとなります。
97	調達仕様書 (案)	P22_10.2 契約金額_ (5)	端末追加のご依頼をいただいてから端末手配を開始したのでは、20営業日で提供するのは不可能と考えますが、本要件は「仕様書別添02_ハードウェア一覧」示されている台数を超過した台数を、別途提供することを想定していらっしゃいますでしょうか。	要件明確化のため	御認識の通りとなります。
98	調達仕様書 (案)	P22_10.2 契約金額_ (5)	「(5)ノート型PC、ミニタワー型PCおよびスモールデスクトップ型PCの追加について」とは、可変数量に該当する端末のことを指しますでしょうか。	要件明確化のため	御認識の通りとなります。
99	調達仕様書 (案)	P22_10.3 請求	初期導入費用は、契約総額に占める割合を当機構の予算事情に応じて調整することとありますが、調整の内容は受注者と協議の上、定めていただけますでしょうか。	契約後の認識の齟齬をなくすためです。	御認識の通りです。
100	調達仕様書 (案)	P22_10.3 請求_ (1)	「初期導入費用は、契約総額に占める割合を当機構の予算事情に応じて調整すること」の記載に関して、具体的な対応例の明示をお願い致します。	対応可否の検討のため。	明示は致しかねます。
101	調達仕様書 (案)	P23_10.5 保険	動産総合保険に關しまして、「火災、盗難、破損、破裂・爆発、落雷、風水災および衝突等に対応可能な動産総合保険を付保すること」としたほうが良いと考えます。	地震に対応する保険がないため緩和いただきます。	「地震」につき、仕様書より削除いたします。
102	調達仕様書 (案)	P23_10.6 機器・サービス提供の再契約について	再契約時の条件(価格・期間・範囲)が未定義に見受けられる為、条件の明示をお願いします。	事業継続計画および長期保守体制検討の前提条件となるため。	契約締結後、当機構と協議の上、決定するものといたします。
103	調達仕様書 (案)	P23_10.7 現行システムの契約延長について	「受注者が原因で」の記載に関して、調達A、御客様に全く関係がなく、調達Bの受注者のみに原因がある場合に該当するとの認識で合っておりますでしょうか。条件の明示をお願いします。	対応可否の検討のため。	御認識の通りです。
104	仕様書別添02_ハードウェア一覧	ノート型PC	以下文言の追加検討をいただけますでしょうか。「内蔵カメラにはプライバシーシャッターが付いていること」	ソフトウェアの機能としてカメラオフすることもできますが、誤操作等によるカメラオンを避けるため物理的にシャッターが付いている方が良くと考えます。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
105	別紙02 ハードウェア一覧 項目1 ノート型PC	ノート型PC	・重量1.3kg とすること。と記載がありますが、1.31kgに緩和いただけますでしょうか。	仕様確認のため	重量1.31kg以下、に修正いたします。
106	別添02 ハードウェア一覧	ノート型PC	ノートPCのCPU要件「Core 5 120U以上」となっておりますが、世代や代替CPUの具体例について、明示をお願いします。	ベンダー間で解釈差が生じ、見積りに差異発生可能性があるため。	明示は致しかねます。
107	仕様書別添02_ハードウェア一覧	ノート型PC	MIL規格準拠を仕様へ追加いただいた方が良くと思います。	持ち運びが想定される為、端末の堅牢性の担保の意図です。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
108	仕様書別添02_ハードウェア一覧	ノート型PC	PC本体のカタログ値の最大消費電力量が65W以下である旨を仕様へ追加いただいた方が良くと思います。	メーカーによっては消費電力が多く、中長期的に見ると貴機構でのトータルコストがかなり変わる為、最大消費電力量は記載いただくべきです。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
109	仕様書別添02_ハードウェア一覧	ノート型PC	変換アダプタによる対応も可とする。ただし、USB-A to RJ45アダプタおよびDisplay Port変換アダプタと同時利用できること。は削除いただけないでしょうか。	端末本体の持ち運びが想定される為、持ち運ぶ物品を減らす意図と、紛失のリスクを無くす意図です。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
110	仕様書別添02_ハードウェア一覧	ノート型PC	USBポートのポート数は記載いただくなくて良いでしょうか。マウスやその他周辺機器を考慮すると、3ポート以上は有った方が望ましいと考えます。	端末本体の持ち運びが想定される為、持ち運ぶ物品を減らす意図です。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
111	仕様書別添02_ハードウェア一覧	ミニタワーPC	ECCは業務端末の実被害には直結せず、例えばSSD暗号化やEDRのほうが攻撃対策として有効と考えます。貴機構がECCを必須とされる理由を伺えないでしょうか。ECCを必須条件としなくてもよいのではないのでしょうか。	端末被害の多くは攻撃由来でECCは効果が限定的なため。また、ECCを搭載する端末が限られてしまう影響でご提案できる製品の幅が狭くなるため。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
112	別紙02 ハードウェア一覧	ミニタワー型PC	・インテルXeon 3.0GHz相当以上の処理能力を有すること。と記載がありますが、CPU: Intel(R) Core(TM) Ultra 7 Processor 265(20C/最大 5.3GHz/30M)でも問題ないでしょうか。 ・、「インテル Core Ultra 5 245」相当の処理能力を有することという文言へ要件緩和していただけないでしょうか。	仕様確認のため	「インテル Core Ultra 7 265以上、またはこれと同等以上の処理能力を有すること。」に仕様を修正いたします。
113	仕様書別添02_ハードウェア一覧	ミニタワー型PC	光学ドライブのITAM制御に關しまして、貸出機にて検証することを可としていただけないでしょうか。	PC単体での可否保証が難しいためです。	問題ございません。
114	仕様書別添02_ハードウェア一覧	ミニタワー型PC	本体重量 約24kgの製品を許容いただけませんか。	この仕様ですと、昨今の部材不足の影響で製品が限られてしまい、提案できるメーカーが限られてしまうためです。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
115	仕様書別添02_ハードウェア一覧	ミニタワー型PC	216 (幅) × 486 (奥行き) × 493 (高さ) mm (突起物含まず) を許容いただけませんか。	この仕様ですと、昨今の部材不足の影響で製品が限られてしまい、提案できるメーカーが限られてしまうためです。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
116	仕様書別添02_ハードウェア一覧	ミニタワー型PC	Wake on LANの仕様を緩和していただけないでしょうか。	この仕様ですと、昨今の部材不足の影響で製品が限られてしまい、提案できるメーカーが限られてしまうためです。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
117	仕様書 別添02_ハードウェア一覧	スモールデスクトップ型PC	「映像インターフェース miniDisplayPort x4」となり、仕様を満たすことが難しくなっておりますため、仕様を緩和していただけないでしょうか。 ※ 基盤直下の「HDMI ×1、DisplayPort ×1」は無効となります。	この仕様ですと、昨今の部材不足の影響で製品が限られてしまい、提案できるメーカーが限られてしまうためです。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
118	仕様書別添02_ハードウェア一覧	モノクロプリンタ (A4)	ウォームアップタイム (電源投入から印刷可能になるまでの時間) を仕様要件を追加されることをお勧めします。	電源投入から印刷可能になるまでの時間が早い方がファーストプリント含め、印刷の出力時間が早くなります。ウォームアップタイムは、5秒以下をお勧めいたします。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
119	仕様書別添02_ハードウェア一覧	モノクロプリンタ (A4)	リカバリータイム (スリープからの復帰時間) を仕様要件を追加されることをお勧めします。	プリンタは、一般的には、スリープ時間が長い為、スリープからの復帰時間が早い方が全体的な出力時間が早まります。リカバリータイムは、3秒以下をお勧めします。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
120	仕様書別添02_ハードウェア一覧	モノクロプリンタ (A4)	同梱トナー容量を仕様要件を追加することをお勧めします。	本体同梱トナー容量が各社違いますので、容量が多い方がお勧めします。5,000ページ印刷可能 (ISO / IEC 19752に基づき、A4普通紙に片面連続印刷した場合の平均値。) 以上のトナーを添付することをお勧めします。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
121	仕様書別添02_ハードウェア一覧	モノクロプリンタ (A4)	トナーとドラムが一体式であることを仕様要件を追加することをお勧めします。	トナーとドラムが一体式の場合、消耗品管理が煩雑にならず、また、トナーとドラムが同時交換ですので、画像劣化もしにくい為、お勧めします。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
122	仕様書別添02_ハードウェア一覧	モノクロプリンタ (A4)	本体高さ制限内で、給紙容量は、標準で600枚以上をお勧めします。	標準カセットが600枚以上の給紙が可能な場合、用紙残量が100枚未満になった場合に一般的な用紙、500枚を1度に給紙が可能になり、お勧めです。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
123	仕様書別添02_ハードウェア一覧	モノクロプリンタ (A4)	本体耐久の仕様要件を追加することをお勧めします。	A4レーザプリンタの場合、耐久性が低い製品もありますので、60万ページから100万ページ程度をお勧めします。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
124	仕様書別添02_ハードウェア一覧	モノクロプリンタ (A4)	本体寸法ですが、幅410mm以下に許容いただきたいと思います。	ご提案予定の製品の本体幅が409mmとなっている為です。	幅410mm以下といたします。
125	仕様書別添02_ハードウェア一覧	モノクロプリンタ (A4)	A5印刷も想定されていると思いますが、A5印刷スピードも各メーカー差がございますので、印刷スピードの要件追加をお勧めします。	A5印刷の印刷速度が速い方が生産性が向上します。A5印刷スピード60枚/分以上をお勧めします。	「仕様書別添02_ハードウェア一覧」の通りとします。
126	別添02 ハードウェア一覧	モノクロプリンタ (A5)	1000BASE-TX以上及びUSB2.0インターフェースポートを搭載していること。と記載がありますが、1000BASE-TXではなく1000BASE-Tで問題ないでしょうか。	仕様確認のため	1000BASE-Tの誤記でございますので、修正いたします。
127	別紙02 ハードウェア一覧	セキュリティワイヤ	ダイヤル式、かつマスターキー対応をお勧めすること。と記載がございますが、ダイヤル式のみでもよろしいでしょうか。	仕様確認のため	マスターキー対応は必須の要件となります。
128	仕様書別添02_ハードウェア一覧	端末全般	生産拠点が日本にあるほうが良いと考えます。	生産拠点が海外にある場合、納期が遅延する可能性があるためです。	追加いたします。
129	仕様書別添02_ハードウェア一覧	端末全般	国内にサポートセンターの拠点があるほうが良いと考えます。	貴機構が迅速なサポートを受けられるようにするためです。	仕様書の通りとします。
130	仕様書別添02_ハードウェア一覧	端末全般	記憶装置については、暗号化機能を備えたSSDの採用をご検討いただくことをお勧めいたします。	暗号化機能付きSSDは紛失・盗難時の情報漏えい防止に有効で、性能低下がなく運用負荷も軽減できるためです。	仕様書の通りとします。
131	仕様書別添02_ハードウェア一覧	端末全般	パソコンのくみ上げを国内で行うべきだと考えます。	サプライチェーンリスクを鑑みるためです。	ご質問101で回答した通りです。

132	仕様書別添02_ハードウェア一覧	端末全般	エコマークがある端末が良いと考えます。	エコマーク製品を選んでいただくことで、環境配慮調達要件を確実に満たし、今後の基準強化にも対応できるため、リスクの少ない選択になるためです。	仕様書の通りとします。
133	仕様書別添02_ハードウェア一覧	周辺機器	セキュリティワイヤーやフィルムなどは実機検証をし、機構に了承を得た上で応札することとするほうが良いかと思います。	付属品は機器との適合性に差が出やすく、事前に実機で確認し了承を得ることで、調達後の不一致や使い勝手の不具合を防げるためです。	仕様書の通りとします。
134	仕様書別添02_ハードウェア一覧	全般	以下文言を追加検討いただくことはできますでしょうか。 「導入するPCは日本国内で設計・開発を行っていること」	サプライチェーンリスクの観点から、よりセキュリティの高い製品を選定するべきと考えるため。	追記いたします。
135	仕様書別添04_現行クライアント端末導入ソフトウェア	海外拠点クライアント端末向けソフトウェア	「仕様書別添04_現行クライアント端末導入ソフトウェア」の内の「海外拠点クライアント端末向けソフトウェア」には記載がございませんでしたが、設計書等を確認した中で、海外拠点向け端末の仕様に Zscaler クライアントが含まれていると理解しておりますが、認識相違ないでしょうか。 また、同様に本要件定義書に記載のないソフトウェア等ありましたらご教示いただけますでしょうか。	適正な見積を実施するため。	御認識の通り、海外拠点クライアント端末向けソフトウェアには Zscalerが含まれます。ご指摘を踏まえまして、該当資料に Zscalerに関する記述を追記いたします。
136	附則事項_情報セキュリティ要件	全般	ISMAP非登録クラウド利用時の判断基準および承認プロセスについて、明示をお願い致します。	提案時点では対応可否判断が困難となり、過度なリスク見積につながるため。	当機構内部の情報となりますため、明示しかねます。